

# 社会福祉法人多久保育園 費用弁償等支給規程

## (目的)

第1条 この規程は、役員、評議員等の報酬、日当及び旅費に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 役員とは、社会福祉法人多久保育園の理事、監事をいう。

2 評議員等とは、社会福祉法人多久保育園の評議員、評議員選任・解任委員（外部委員）、苦情解決委員（第三者委員）をいう。

## (報酬)

第3条 報酬は施設会計等で常勤役員に給与として支給する場合の他は、これを支給しない。

## (日当)

第4条 日当は理事長の求めにより、法人及び施設運営の業務（委員会等）に出席した場合について、日額 3,000 円を支給する。

## (旅費)

第5条 旅費は理事長の求めにより、法人及び施設運営の業務のために出張した場合は、職員の旅費規程を準用して旅費を支給する。

## 附 則

この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。